２　前項に掲げる事項が第百四十一条の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。

（注記表に関する特例）

第百四十九条　次の各号のいずれにも該当しない組合の注記表については、第百三十八条各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第二号（第百四十一条第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第百四十三条第一項第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

一・二　（略）

別紙様式第７号(1)（第205条第３項第１号関係）

（略）

目　　次

第１～第９　（略）

（記載上の注意）　（略）

第１～第３　（略）

第４　注記表

（記載上の注意）　（略）

項　　目	注　　記　　事　　項
（略）	（略）
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りに関する注記	
（略）	
重要な後発事象に関する注記	
収益認識に関する注記	
（略）	
（略）	（略）

第５　附属明細書

１～９　（略）

10　有価証券

（略）

（記載上の注意）

１　令第22条第１項第２号に規定する農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券のうち、金融債以外のものについて記載すること。

２　「(特別法人債)」欄は、令第32条第１項第３号に規定する債券について記載すること。

11～25　（略）

第６～第９　（略）

別紙様式第７号(2)（第205条第５項第１号関係）

（略）

（注記表に関する特例）

第百四十九条　次の各号のいずれにも該当しない組合の注記表については、第百三十八条各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第五号、第八号（第百四十三条第一項第二号に掲げる事項に限る。）、第九号、第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

一・二　（略）

別紙様式第７号(1)（第205条第３項第１号関係）

（略）

目　　次

第１～第９　（略）

（記載上の注意）　（略）

第１～第３　（略）

第４　注記表

（記載上の注意）　（略）

項　　目	注　　記　　事　　項
（略）	（略）
表示方法の変更に関する注記	
（新設）	
（略）	
重要な後発事象に関する注記	
（新設）	
（略）	
（略）	（略）

第５　附属明細書

１～９　（略）

10　有価証券

（略）

（新設）

11～25　（略）

第６～第９　（略）

別紙様式第７号(2)（第205条第５項第１号関係）

（略）